

100mm/h 安心プラン策定にあたっての Q&A

Q. 1 要綱第3の「対象地域」について、どのくらいの規模の範囲を対象としたらよいのですか。

A. 要綱等には範囲や規模を規定しておりませんので、任意に設定していただいても結構ですが、対策を実施する市町村単位や、さらに小規模な、浸水被害が頻発している一連の氾濫エリアなどを単位としていただいた方が、地域の実情に応じたきめ細やかな計画を策定できると思います。

Q. 2 下水道事業を実施していない地区については、100mm/h 安心プランは登録できないのですか。

A. 河川事業、下水道事業の両方が実施されている、または計画されている（計画する）ことが要件となります。これは、100mm/h 安心プランの策定により、家屋の浸水被害を軽減させる対策が重点化されるよう、下水道が必要な程度に、人口が集中している地域を想定しているためです。

Q. 3 下水道管理者は計画策定主体として必須ですか？下水道管理者が入らない場合は（河川管理者と、民間企業の比較的小規模な対策の場合等）、100mm/h 安心プランを登録することはできないのでしょうか？

A. 計画策定主体には①市町村、②河川管理者、③下水道管理者の三者すべてが必ず含まれることが必要です。

Q. 4 市町村と河川管理者、下水道管理者を含む協議会を設立し、計画策定主体とすることは可能ですか。

A. 可能です。協議会を設立しない場合には、対象地域の市町村および河川管理者、下水道管理者がそれぞれ連名で計画策定主体となることも可能です。ただし、100mm/h 安心プランの登録を申請する手続きについては、代表となる地方公共団体の長、または連名としてください。

Q. 5 都道府県が計画策定主体の主務となり、都道府県知事から100mm/h安心プランを提出することは可能ですか。

A. 都道府県も計画策定主体として参画することは可能ですが、登録の申請者は、原則として市町村長としてください。

Q. 6 申請手続きについて、登録申請は随時可能でしょうか。

A. 年2～4回程度の集中受付期間を設けることを検討しています。

Q. 7 この要綱において、東京都特別区は市と読み替えることでよいですか。

A. 特別区は「市」と同様の位置付けとしてください。

Q. 8 「河川事業および下水道事業については、法律で定める河川整備計画および下水道事業計画、流域水害対策計画等と整合を図ること。」とありますが、例えば河川整備計画を上回る断面を確保するような河川改修は、100mm/h安心プランに位置付けて実施できないのでしょうか。

A. 法定計画に定めていない河川事業および下水道事業を実施することはできませんので、そのような計画を策定する場合には、法定計画を見直すことが必要になります。

Q. 9 対象地域の要件の中で、「その他行政機関、住民（団体）や民間企業等によって都市部における家屋浸水被害の軽減を推進する地域」とありますが、具体的にはどのような取り組みを想定しているのでしょうか？

A. 具体例としては、その他行政機関である都市計画部局により土地利用規制を行うことや、住民（団体）によって避難訓練や過去の水害に関する伝承を行うこと、ショッピングセンターによる駐車場の透水性舗装などが考えられます。

Q. 10 「関連する法定計画との整合」について、「100mm/h 安心プラン」の目標とする降雨と現行の河川・下水道の計画降雨が異なる場合、同一にする必要があるのか。具体的には何の整合を図る必要があるのでしょうか。

A. 仮に現行の計画が河川 50mm/h 規模、下水道 40mm/h 規模であれば、それを超えた降雨にどう対応するかを検討するのが「100mm/h 安心プラン」であるため、河川や下水道の整備対象分と同一にする必要はありません。具体的には、法定計画で定められた河川や下水道の整備緒元に対して整合を図り、新たに設定された流域分担量に基づくこととなります。

Q. 11 流域貯留浸透事業では、交付要綱に「特定都市河川浸水被害対策法～（中略）～と整合が図られたものとする」とあるため、河川の場合、法定計画（河川基本方針・河川整備計画）の目標降雨を上回る豪雨に対応するために当事業で貯留・浸透施設を整備することはできないのでしょうか。

A. 法定計画を変更し、河川分担量と流域分担量（100mm/h 安心プランによる対策を考慮した）を変更した場合には、その計画と整合を図った施設整備が可能です。

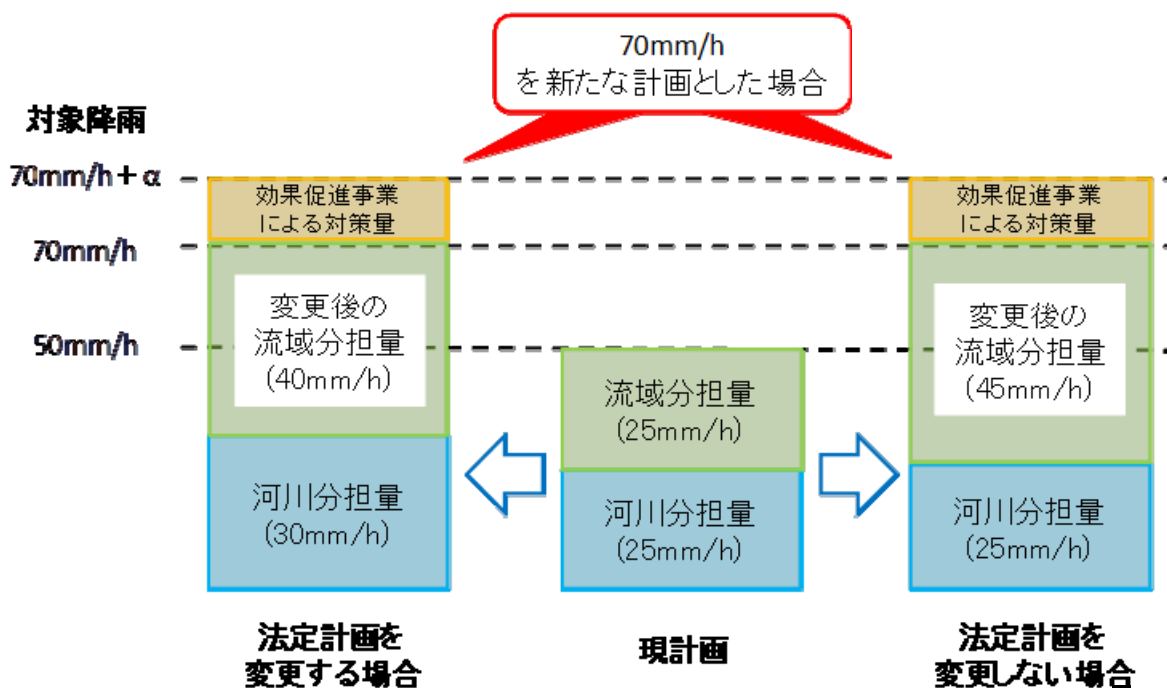
変更しない場合でも、100mm/h 安心プランで対象とした降雨に対し、計画で位置づけた対策量までは実施できます。その際、法定計画を決定するため定めた河川分担量と流域分担量との整理を明確にさせていただきます。

なお、それ以上の対策を行う場合は、基幹事業の効果を一層促進するものと位置付けた上、効果促進事業（この場合の補助率は 1/3）により実施する等の方法を取ってください。

例： イメージ図参照

例: 100mm/h安心プランを考慮した対策イメージ図

※対象降雨が50mm/hの計画に対して、100mm/h安心プランで対象降雨を70mm/hとして計画変更をした場合



Q. 12 住民（団体）および民間企業に参画いただくにあたって、活動支援のために活用できる制度は設けられないのでしょうか。

A. 社会資本整備総合交付金等の基幹事業や効果促進事業などについて、要件に該当することを確認の上、有効に活用いただきたいと思います。また、雨水貯留浸透に関する税制優遇措置の適用について検討いただき、民間企業に情報提供することなどにより、支援を行って下さい。

Q. 13 100mm/h 安心プランは「実施による効果」も算定する必要があるため、業務委託が必要になると考えられますが、一体となって実施する基幹事業があれば効果促進事業としての実施が可能でしょうか。

A. 質問のような場合であれば、可能です。

Q. 14 「住民(団体)や民間企業等が実施する取り組みについては、防災・安全交付金の効果促進事業や優遇税制の活用等により支援」とありますが、具体的にどのようなことができるのでしょうか。

A. 住民の避難行動を支援するためのソフト対策(浸水想定標識の整備等)や雨水貯留タンク設置への助成、税制では「雨水貯留浸透施設整備促進税制」による固定資産税の優遇、法人・所得税の割増し償却などの制度を活用することが可能です。